

災害時要援護者避難勧告における問題点について

下 河 内 委 員

(意見)

災害時要援護者避難勧告はあくまで避難準備情報として整理し、避難準備情報をトリガーにして避難支援プランを発動させる等運用上の災害時要援護者避難勧告として位置づけるのが望ましいと考える。

(理由)

災害時要援護者避難勧告を創設した場合、災害対策基本法に基づく避難勧告にあたり、一般の方向けの避難勧告と要援護者向けの避難勧告という避難勧告の細分化につながる。避難準備、避難勧告、避難指示の意味合い・位置づけを明確化し、避難情報の体系化を図る観点からも避難勧告は細分化しないことが適当。

現状においても、市町村長が避難勧告の発出を躊躇する傾向がある中で、一般の方向けの避難勧告の前段階、すなわち災害の発生の蓋然性が未だ高くない(空振りの可能性がより高い段階)で法律上の避難勧告を発出することは、運用上非常に難しいと考える。

台風 23 号等大規模な風水害の場合、市町村は、対象地域・時系列ごとに多数の避難勧告・指示を発出する中で、災害時要援護者避難勧告を発出すれば、同一市町村内に類似名称の避難情報が錯綜することになり、情報の発出者である市町村、受け手である住民、マスコミ等の混乱が予想される。

災害時要援護者避難勧告を法律上の避難勧告という位置づけにすると、一般的には都道府県・国への報告が求められることになるが、受け手である都道府県・国、マスコミを含め、災害対応に支障を来すことも考えられる。

すでに、全国の自治体の 2 割が避難準備情報を制度化している中で、災害時要援護者避難勧告という新たな用語・仕組みが定着するかも疑問と考える。